



発行 東京都

目次

35

規則

- 東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局保健政策部保健政策課)……………一
- 東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局保健政策部疾病対策課)……………三
- 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)……………五
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………七
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全部薬務課)……………一〇
- 東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………二
- 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………三
- 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………三
- 覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)……………三
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………三
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局感染症対策部計画課)……………四
- 東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則……………

- ……………(中央卸売市場管理部総務課)……………一八
- 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………(建設局用地部管理課)……………一九
- 公共事業の施行に伴う代替地の売払に関する規則の一部を改正する規則……………(同)……………一九
- 東京都公園緑地事務所長委任規則の一部を改正する規則……………(建設局公園緑地部管理課)……………一九
- 東京都河川流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………(建設局河川部指導調整課)……………一九
- 東京都砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………二〇
- 東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………二〇
- 東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則……………(港湾局総務部財務課)……………二二
- 東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則の一部を改正する規則……………(港湾局港湾経営部振興課)……………二二
- 東京都管空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾局離島港湾部管理課)……………二三
- 東京都特別企業出納員事務取扱規則の一部を改正する規則……………(会計管理局管理部分金管理課)……………二三
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………(会計管理局管理部分金管理課)……………二三
- 東京都物品管理規則の一部を改正する規則……………(同)……………二五
- 東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則……………(東京消防庁企画調整部企画課)……………二六
- 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………二六
- 特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則……………(同)……………二七
- 特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………二八
- 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………二八
- 救急業務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………三三

規則

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百八十三号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則(昭和五十年東京都規則第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二十五号中「省令」という。)の下に「、食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令(令和元年内閣府・厚生労働省令第十一号。以下この号において「命令」という。)」を加え、同号二中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同号ホ中「第五十三条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、「受理」の下に「(法第五十七条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号中ルを削り、ヌをヨとし、リを削り、チをヌとし、ヌの次に次のように加える。

ル 省令第七十一条の二の規定による廃業の届出の受理

ヲ 命令第二条の規定による回収の届出の受理

ワ 命令第三条の規定による変更の届出の受理

カ 命令第四条の規定による回収の終了の届出の受理

第一条第二十五号中トをチとし、チの次に次のように加える。

リ 省令第二条の二第一項の規定による健康被害情報の届出の受理

第一条第二十五号へ中「第五十四条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 法第五十七条第一項の規定による届出の受理

第一条第二十五号の二を次のように改める。

第二十五の二 東京都食品安全条例(平成十六年東京都条例第六十七号)第二十一条第

二項の規定による報告の要求、立入調査及び物件の提出要求

第一条第二十六号中「いう。)」の下に「及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成二十七

年内閣府令第十一号。以下この号において「府令」という。)」を加え、同号に次のように加える。

ニ 府令第五条の規定による回収の届出の受理

第一条第二十七号を削り、同条第二十六号の二を同条第二十七号とし、同条第四十一号口中「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書」に改め、同号二中「第二項」を「第四項」に改め、同号ホ中「から第三項まで及び第五項」を「、第二項、第四項及び第七項」に改め、同号へ中「第十三項」を「第十五項」に改め、同号ト中「第十四条第十四項」を「第十四条第十六項」に改め、同号ワ中「第二十八条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改め、同号カ中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同号ク中「第四項」を「第六項」に改め、同号ネ中「第五項」を「第六項」に改め、同号中ユをミとし、ケからキまでをコからメまでとし、同号マ中「第二条」を「第二条の十三」に改め、同号マを同号フとし、同号ヤ中「第一条の六第三項」を「第二条の四第三項」に、「第一条の七」を「第二条の五」に改め、同号ヤを同号ケとし、同号ク中「第一条の六」を「第二条の四」に改め、同号クを同号マとし、同号オ中「第一条の五」を「第二条の三」に改め、同号中オをやとし、ノをクとし、キをオとし、ウの次に次のように加える。

キ 法第七十二条の二の規定による薬局開設者、医薬品販売業者又は高度管理

医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者に対する遵守事項の改善措置命令

ノ 法第七十二条の五第一項の規定による違反広告(薬局開設者、医薬品販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者によるもの)に限る。以下この号において同じ。)に係る措置命令及び同条第二項の規定による違反広告に係る措置要請

第二条中「及びへ、第二十五号の二、第二十五号の三、第二十六号、第二十六号の二、第二十七号ワ」を「、ト及びワからカまで、第二十五号の二から第二十七号まで」に、「及びキ」を「、ノ及びオ」に改める。

附 則

1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第一条第二十五号から第二十七号までの改正規定及び第二条の改正規定（「及びキ」を「、ノ及びオ」に改める部分を除く。）並びに次項の規定 令和三年六月一日

二 附則第三項の規定 公布の日

2 東京都食品安全条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第六十九号）附則第二項の規定によりなお効力を有することとされた同条例による改正前の東京都食品安全条例（平成十六年東京都条例第六十七号）第二十四条第一項の規定による指導、同条第二項の規定による報告の受理及び同条第四項の規定による指導については、前項第一号に掲げる改正規定による改正後の東京都保健所長委任規則（以下「六月改正後規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 保健所長は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第九条の規定に基づく準備行為を行う場合において、六月改正後規則第一条第二十五号へに規定する届出については、附則第一項第一号の規定にかかわらず、この規則の公布の日から受理することができる。この場合において、六月改正後規則第一条第二十五号へ中「法」とあるのは、「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第九条の規定により同法第二条の規定の施行前に行われる同条による改正後の法」とする。

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十四号

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、

年 月 日生 男・女 を 年 月 日生

に改める。

別記第二号様式中
(表 面)

年 月 日 男・女 を 年 月 日

に改める。

別記第三号様式中

年 月 日生 男・女 を 年 月 日生

に改め、「㊦」を削る。

別記第四号様式及び第五号様式中「㊦」を削り、

年 月 日生 男・女 を 年 月 日生

に改める。

別記第七号様式及び第九号様式から第十一号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第十二号様式中「㊦」を削り、

年 月 日生 男・女 を 年 月 日生

に改める。

別記第十四号様式中

ふりがな 氏名 男・女 を ふりがな 氏名

に改め、「㊦」を削る。

別記第十五号様式中「㉑」を削り、

年 月 日生 男・女

年 月 日生

に、「系長」を「課長(代理)」に改める。

別記第十六号様式中

男・女 年 月 日生

年 月 日生

に改め、「㉒」を削る。

別記第十七号様式及び第十七号の二様式中

男・女 年 月 日生

年 月 日生

に改める。

別記第十八号様式中「㉓」を削る。

別記第十九号様式を次のように改める。

別記第19号様式

医療費支払申請書兼口座振替依頼書

医療機関等証明欄

申請理由 (い・ア以外にチェック)		医療機関等証明欄										
<input type="checkbox"/> 有効期間内に主保険引継ぎで支払をしたため <input type="checkbox"/> その他(理由を記載)		診療 調剤	年 月	保険種別	負担区分	限度額認定 の額が (受給等に 関係する 場合のみ 適用区分を 記載)	入院 別 受診日 割 割内 割外 割日	左記の うち 電診 (訪問看護 ステーション の電診は 別割)	1ヵ月分の保険 点数 (請求書 の記載)	左記のうち有効 期間内での 診療 (電診 訪問看護 ステーション の電診は 別割)	窓口での患 者負担額 (円)	※半額知 り欄に の欄は 入らない でください
年 月	国保 後援	1割 2割 3割		入院 外来 調剤	日 日	点(円)	点(円)	円				
年 月	国保 後援	1割 2割 3割		入院 外来 調剤	日 日	点(円)	点(円)	円				
年 月	国保 後援	1割 2割 3割		入院 外来 調剤	日 日	点(円)	点(円)	円				
年 月	国保 後援	1割 2割 3割		入院 外来 調剤	日 日	点(円)	点(円)	円				
年 月	国保 後援	1割 2割 3割		入院 外来 調剤	日 日	点(円)	点(円)	円				
年 月	国保 後援	1割 2割 3割		入院 外来 調剤	日 日	点(円)	点(円)	円				
注 窓口での患者負担額は当該診療月における保険給付点数として窓口で支払った額(実 集積額以外も含む)の合計を記入してください。 ※食事療法費負担額及び生活費負担額は別紙に記入してください。										合計	円	

上記のとおり証明します。 年 月 日
 所在地 電話番号 ()
 施設名
 管理者名
 印

医療機関コード(7桁)
 記入者名
 氏名
 電話番号
 (内線まで)

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、東京都の医療費の請求及び受領に同意する権限を委任します。

東京都知事 殿 年 月 日

(委任者/受給者本人) (受任者/施設窓口担当者)
 住所 住所
 氏名 氏名 印

(166産業規格A993)

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則の一部を改正する規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百八十五号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(平成五年東京都規則第三十号)の一部を次のように改正する。
 第十三条第二項中「第二十九条第二項」の下に「及び第三項」を、「有料老人ホーム変更・休止・廃止届(別記第二十七号様式)」の下に「又は有料老人ホーム休止・廃止届(別記第二十八号様式)」を加える。

別記第二号様式及び別記第五号様式中「ロ」を削る。

別記第八号様式中「9」その他施設の運営に関する重要事項」を

「9) 虐待の防止のための措置に関する事項」に改める。

(10) その他施設の運営に関する重要事項」

別記第八号の二様式中「8) その他施設の運営に関する重要事項」を

「8) 虐待の防止のための措置に関する事項」に改める。

(9) その他施設の運営に関する重要事項」

別記第十号様式中「9) その他施設の運営に関する重要事項」を

「9) 虐待の防止のための措置に関する事項」に改める。

(10) その他施設の運営に関する重要事項」

別記第十号の二様式中「8) その他施設の運営に関する重要事項」を

「8) 虐待の防止のための措置に関する事項」に改める。

(9) その他施設の運営に関する重要事項」

別記第十一号様式、第十七号様式及び第二十号様式中「ロ」を削る。

別記第二十四号様式中「ロ」を削り、「第69条第2項」の次に、「及び老人福祉法施行規則第二十六号様式及び第二十七号様式を次のように改める。

別記第二十六号様式及び第二十七号様式を次のように改める。

第26号様式（第13条関係）

有料老人ホーム設置届		年	月	日
東京都知事	殿			
		住所 氏名	印 〔法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕	
<p>この度、下記のとおり有料老人ホームを設置するので、老人福祉法第29条第1項及び老人福祉法施行規則第20条の5の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の名称及び設置予定地 2 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地 3 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等 4 事業開始の予定年月日 5 施設の管理者の氏名及び住所 6 施設において供与をされる介護等の内容 7 建築物の規模及び構造並びに設備の概要 8 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けたことを証する書類 9 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書 10 施設の運営の方針 11 入居定員及び居室数 12 職員の配置の計画 13 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金（以下「時金」という。） 、利用料その他の入居者の費用負担の額 14 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類 15 時金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容 16 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法 17 長期の収支計画 18 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書 				

（日本産業規格A列4番）

第27号様式（第13条関係）

有料老人ホーム変更届		年	月	日
東京都知事	殿			
		住所 氏名	印 〔法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕	
<p>年 月 日付けで設置の届出をした有料老人ホームについて、下記のとおり変更したので、老人福祉法第29条第2項及び老人福祉法施行規則第13条第2項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更事項の変更前後の比較 変更前 変更後 2 変更年月日 年 月 日 3 変更の理由 4 変更後の措置 5 その他 				

（日本産業規格A列4番）

別記第二十七号様式の次に次の一樣式を加える。
第28号様式(第13条関係)

有料老人ホーム休止・廃止届

年 月 日

東京都知事 殿

住所
氏名
印

〔法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日 日付けで設置の届出をした有料老人ホームについて、下記のとおり 休止・廃止 したので、老人福祉法第29条第3項及び老人福祉法施行細則第13条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 廃止年月日
年 月 日
- 2 休止する期間
年 月 日から
年 月 日まで
- 3 休止・廃止の理由
- 4 廃止後の措置
- 5 その他

(日本産業規格A列4番)

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の老人福祉法施行細則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百八十六号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(昭和三十九年東京都規則第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「、第四条に規定する指定書及び前条第二項に規定する指定内容変更確認書を添えて」を削る。

別記第一号様式中「㊦」を削り、「医療機関イの名称」を「医療機関イの名称」に改め、

同様式の上2中「担当科田」は、「」の次に「身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師ウの指定要領」別紙」を加え、同様式の上3を削る。
(記入上の注意)

別記第二号様式及び第三号様式を次のように改める。
(記入上の注意)

別記第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)
(表)

経 歴 書		年 月 日 現在	
ふりがな	申請する担当科日 (他・聴・平癒・普言・そ・歴・呼・心・じん・経頭・小・ヒト・形)	年	月
氏 名	生年月日 (年齢)	年	月 日 (歳)
現住所	大学	学留卒業	
大学名等	年 月	年 月	年 月
医師免許 取得年月日	年 月 日	医 籍 登録番号	医学博士・博士(医学)
学 位	年 月 日	医 学 博 士	博 士 (医 学)
学位論文名 (併記事項のこと)			
現勤務場所			
診療に従事 する医療機関	診療科名		

1 経 歴	医 療 機 関 名	診 療 科 名 及び専門分野	勤 務 区 分
自 年 年 月 月	()科	常勤・非常勤	
自 年 年 月 月	()科	非常勤の場合 選 () 日勤務	
自 年 年 月 月	()科	常勤・非常勤	
自 年 年 月 月	()科	非常勤の場合 選 () 日勤務	
自 年 年 月 月	()科	常勤・非常勤	
自 年 年 月 月	()科	非常勤の場合 選 () 日勤務	
自 年 年 月 月	()科	常勤・非常勤	
自 年 年 月 月	()科	非常勤の場合 選 () 日勤務	
自 年 年 月 月	()科	常勤・非常勤	
自 年 年 月 月	()科	非常勤の場合 選 () 日勤務	
自 年 年 月 月	()科	常勤・非常勤	
自 年 年 月 月	()科	非常勤の場合 選 () 日勤務	

(日本産業規格A列4番)

(裏)

2 加入学会・業績日録

学 会 名	区 分	専 門 区 認 定 区 番 号
() 学会	専門医・認定医	第 () 号
() 学会	専門医・認定医	第 () 号
() 学会	専門医・認定医	第 () 号
() 学会	専門医・認定医	第 () 号
() 学会	専門医・認定医	第 () 号
() 学会	専門医・認定医	第 () 号

3 慢性透析療法の実験(有・無)
(じん臓機能障害の医師を担当科目とする者のみ記入すること。)

診 療 期 間	医 療 機 関 名	ふりがな 透 析 指 導 者
自 年 年 月 月		
自 年 年 月 月		
自 年 年 月 月		
自 年 年 月 月		
自 年 年 月 月		
自 年 年 月 月		
自 年 年 月 月		
自 年 年 月 月		
自 年 年 月 月		
自 年 年 月 月		

問合せ先 (経歴等記載内容について問い合わせる場合の連絡先)

電話 _____ 内線 _____ 医療機関の担当者

(記入上の注意事項)

- 「担当科日」は、「身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定要領」別紙指定基準の1に掲げるものを記入すること。
- 「診療科名」は、主として標ぼうする診療科名1つを記入すること。
- 「経歴」は、以下の点に注意して詳細に記入すること。
 - 大学院については専門コースまで詳しく記入すること。
 - 勤務先は、所属科名まで記入し、そのでの身分(講師、助手、医長、医員等)を明記すること。
 - 東京都以外の病院(診療所)等については、所在地を明記すること。
 - 内科、外科、小児科、産婦人科の場合は、必ず専門分野まで記入すること。
- 「加入学会・業績日録」は、以下の点に注意して記入すること。
 - 加入学会については、担当科日と直接関係ある学会のみ記入すること。
 - 学会等で認定専門医等に認定され、学会等で発表された論文名については、担当科日と直接関係ある主要論文のみ記入すること。

第3号様式(第3条関係)

同意書

年 月 日

東京都知事 殿

医療機関の名称 _____
開設者又は
管理者の氏名 _____
医師 氏 名 _____

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師として指定されることに
同意します。

医師 氏 名	
医療機関の名称 及 び 所 在 地	
診 療 科 名	
担 当 科 目	

(記入上の注意)
担当科目は、「身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定要領」別紙指定
基準の1に掲げるものにより記入すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第四号様式中「あこ」を「あに」に改め、「あ」を削る。
別記第五号様式を次のように改める。

指定内容変更届

年 月 日

東京都知事 殿

診療科名 _____ の診断、 _____ の診断
担当科目 _____
医師氏名 _____

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定内容について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
医師氏名		① _____
診療に従事する 医療機関の名称	① _____	① _____
	② _____	② _____
	③ _____	③ _____
所在地 及び電話番号	① _____ (電話番号: . . .)	① _____ (電話番号: . . .)
	② _____ (電話番号: . . .)	② _____ (電話番号: . . .)
	③ _____ (電話番号: . . .)	③ _____ (電話番号: . . .)
変更年月日	年 月 日	年 月 日
変更理由		

(記入上の注意)

- 1 箇所以上の医療機関において指定されている場合は、診療に従事する全ての医療機関の名称、診療科名及び所在地を併記すること。
- 2 届出内容について確認することがあるので、事務担当者の所属、氏名及び連絡先を記入すること。

事務担当者所属・氏名 _____

(連絡先)

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記第六号様式中「あて」を「宛」に改め、「回」を削る。

(記入上の注意)

別記第七号様式中2を削り、3を2とし、同様式中

「担当者所属・氏名 _____」を

(連絡先) _____」を

「(※辞退届の取扱いについて)

本辞退届を提出した後、再度、東京都内の医療機関にて身体障害者福祉法第15条第1項に定める業務に従事する場合、改めての新規申請が必要となります。

事務担当者所属・氏名 _____

(連絡先) _____」

改める。

(記入上の注意)

別記第八号様式中「回」を削り、同様式中2を削り、3を2とし、同様式中「世帯

者所属」を「事務担当者所属」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百八十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㉔」を削り、同様式意（注）3を削る。

別記様式第二号中「㉔」を削る。

別記様式第三号中「㉔」を削り、同様式意（注）3を削る。

別記様式第三号の二及び様式第三号の三中「㉔」を削る。
（第 片）

別記様式第四号中「㉔」を削り、同様式意（注）3を削る。

（注意）字は、ボールペン、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

別記様式第六号中「㉔」を削り、同様式意（注）3を削る。

（注意）字は、ボールペン、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

別記様式第七号中「㉔」を削り、同様式意（注）3を削る。

別記様式第八号中「㉔」を削り、同様式意（注）3を削る。

別記様式第九号（表）注意1中「㉔」を「㉔」に改め、同様式意（表）注意4中「㉔」を「㉔」を「㉔」に改め、同様式意（裏）中「㉔」を「㉔」に改める。

別記様式第十三号中「㉔」を削る。

別記様式第十五号中「㉔」を削る。

別記様式第十七号中「㉔」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則別記様式第一号から様式第四号まで、様式第六号から様式第九号まで、様式第十三号、様式第十五号及び様式第十七号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百八十八号

東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則（平成十七年東京都規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式（表）中「㉔」を「㉔」に改め、「㉔」を削る。
別記第三号様式中「㉔」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都薬物の濫用防止に関する条例

施行規則別記第二号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百八十九号

薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第百十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「の各号」を削り、「記名押印」を「記名」に改める。

別記第一号様式(表)中「㉔」を削る。

別記第二号様式から別記第四号様式までの規定中「㉔」を「㉕」に改め、「㉖」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百九十号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年東京都規則第百三十九号）の一部を次のよ

うに改正する。

別記第一号様式（イ）から第一号様式（ハ）までの規定中「㉔」を削る。
別記第一号様式（ニ）中「㉔」を「㉕」に改め、「㉖」を削る。

別記第一号様式（ホ）から第二号様式（ハ）までの規定中「㉔」を削る。
別記第三号様式（イ）から第四号様式（ハ）までの規定中「㉔」を削る。
別記第五号様式から第八号様式までの規定中「㉔」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百九十一号

覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚醒剤取締法施行細則（昭和四十七年東京都規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式（イ）から第四号様式まで及び第六号様式から第八号様式までの規定中「㉔」を削る。

別記第十号様式（イ）中「㉔」を削り、同様式備考5中「2張写しをとり、正本と写し1部を提出し、残りの写しは控えとして」を「本簿写しの控えを」に改める。

別記第十号様式（ロ）中「㉔」を削り、同様式備考5中「2張写しをとり、正本と写し1部を提出し、残りの写しは控えとして」を「本簿写しの控えを」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の覚醒剤取締法施行細則別記第一号様式（イ）から第四号様式まで、第六号様式から第八号様式まで、第十号様式（イ）及

び第十号様式(ロ)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第九十二号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和五十年東京都規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式を次のように改める。

別記
第一号様式(第2条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

本籍地都道府県名(国籍)

現住所

(ふりがな)

氏名

<右・無> (旧姓又は通称名の併記の希望の有無)

「有」の場合、旧姓又は通称名:

生年月日 年 月 日生

電話番号 ー ー

クリーニング師免許申請書

クリーニング業法施行規則第4条の規定により、クリーニング師の免許を受けたいので、関係書類を添えて下記により申請します。

記

1 年 月 東京都クリーニング師試験合格

2 業務を行おうとする場所(申請時点で未定の場合には「未定」と記入してください。)

住所
名称

3 添付書類

(1) 東京都クリーニング師試験結果通知書(原本)

(2) 次のいずれかの書類(6か月以内に発行されたもの)

・住民票(本籍地は表示、マイナンバーは省略されているもの)

・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)

・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)

* (1)の書類に記載された氏名と現在の氏名とが異なる場合は、氏名の変更が確認できる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)等

* 外国籍の方は、国籍は表示、マイナンバーは省略された住民票

* 旧姓の併記を希望する場合は、旧姓から現在の氏名までの変更が確認できる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)等又は現在の氏名と併記を希望する旧姓とが記載された住民票

* 通称名の併記を希望する場合は、現在の氏名と併記を希望する通称名とが記載された住民票

(日本産業規格A列4番)

別記第三号様式中「(注) ふりがなを必ず記入すること。」を削り、「本籍(都道府県名)」を「本籍地都道府県名(国籍)」とし、別記第三号様式中「(注) ふりがなを必ず記入すること。」を削り、

本籍地 〔都道府県名の み〕	ふりがな	
	氏名	

本籍地都道府県名 (国籍)		
(ふりがな) 氏名		
旧姓又は通称名の併記の希望の有無	<有・無>	「有」の場合、旧姓又は通称名

「なお、(2)の書類で変更事項が確認できない場合、追加で改正原戸籍等が必要になる場合があります。」

「なお、(2)の書類で変更事項が確認できない場合、追加で改正原戸籍等が必要になる場合があります。」

* 名簿登録事項(氏名・本籍地都道府県名等)に変更はなく、旧姓又は通称名を併記した免許証の訂正交付のみをする場合は、旧姓又は通称名を併記した住民票の添付により代えることができます(ただし、現在の氏名と併記を希望する旧姓又は通称名とを確認できること)。

別記第四号様式中

ふりがな	ふりがな
氏名	氏名(旧姓等)

本籍地を「本籍地(国籍)」に改める。

附則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前のクリーニング業法施行細則別記第一号様式から第四号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の三中「別記第一号様式の二」を「別記第一号様式の三」に改め、同条を第一条の四とする。

第一条の二中「別記第一号様式」を「別記第一号様式の二」に改め、同条を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

(積極的疫学調査等命令書)

第一条の二 法第十五条第八項の規定により質問又は調査に応ずべきことの命令を行うとき、又は行ったときは、別記第一号様式により通知しなければならない。

第二条中「別記第一号様式の三」を「別記第一号様式の四」に改める。

第二十九条中「別記第二十三号様式」を「別記第二十五号様式」に改め、同条を第三十条とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

(報告又は協力の求め)

第二十九条 法第四十四条の三第一項及び法第五十条の二第一項の規定により報告又は協力の求めを行うとき、又は行ったときは、別記第二十三号様式により通知しなければならない。

2 法第四十四条の三第二項及び法第五十条の二第二項の規定により報告又は協力の求めを行うとき、又は行ったときは、別記第二十四号様式により通知しなければならない。

別表第1の部2の項(3)を削る。

別記第一号様式の三中「四」を削り、同様式を別記第一号様式の四とする。

別記第一号様式の二中「第1条の3」を「第1条の4」に改め、「四」を削り、同様式を別記第一号様式の三とする。

別記第一号様式中「第1条の2」を「第1条の3」に改め、「四」を削り、同様式を別記第一号様式の二とし、別表の次に次の様式を加える。

別記
第1号様式(第1条の2関係)

第 年 月 日

様

東京都知事

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に
基づく質問又は調査に応ずべきことの命令について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)の
規定により、下記のとおり質問又は調査に応ずべきことを命令します。

記

1 対象者

(1) 氏名

(2) 住所

2 感染症の名称

類 型	感染症
疾 病 名	

3 命令の理由

当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めらるため

4 その他

(1) 質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合は、法第81条の規定により、30万円以下の過料に処される場合があります。

(2) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定の日が翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません)。

(3) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過することを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日が翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません)。

(日本産業規格A列4番)

別記第十三号様式及び第二号様式中「[四]」を記入する。

「[3] この勧告に従わない場合、保健所は入院の措置をすることがあります。」や「[3] 入院期間中に逃げたときは、法第80条の規定により、50万円以下の過料に処されることがあります。」

「(4) この勧告に従わない場合、保健所は入院の措置をすることがあります。」
別記第二十号様式中「[四]」や第二号「[感]」を記入し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）」の「(4)」を記入する。

「(3) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」

「(3) 入院期間中に逃げたときは又は正当な理由がなく入院期間の始期までに入院しなかったときは、法第80条の規定により、50万円以下の過料に処されることあります。」

「(4) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」

「(4)」や「(5)」の「(3)の」や「(4)の」を記入し、別記第二十号様式中「[四]」や第二号「[感]」を記入し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の「(4)」や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療」

に関する法律（以下「法」という。）の「(4)」

「(3) この勧告に従わない場合、保健所は入院の措置をすることがあります。」や「(3) 入院期間中に逃げたときは、法第80条の規定により、50万円以下の過料に処されることがあります。」

「(4) この勧告に従わない場合、保健所は入院の措置をすることがあります。」
別記第二十号様式中「[四]」や第二号「[感]」を記入し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）」の「(4)」を記入する。

「(3) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」

「(3) 入院期間中に逃げたときは、法第80条の規定により、50万円以下の過料に処されることあります。」

「(4) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」

「(4)」や「(5)」の「(3)の」や「(4)の」を記入し、別記第二十号様式の二から第八号様式まで、第九号様式の二及び第十号様式中「[四]」を記入し、別記第十二号様式中「[四]」を記入し、別記第十三号様式及び第十三号様式の二中「申請者氏名」や「申請者氏名（自署又は記名押印）」を記入する。

「患者氏名」を

第 年 月 日

「患者氏名」に改める。

別記第十四号様式(表)及び第十四号様式の三(表)中「回」を削る。

別記第十五号様式中「回」を削る。

別記第二十一号様式(表)及び第二十一号様式の二(中

「申請者氏名 (自署又は記名押印) 」を「申請者氏名」に

「患者氏名」を

「患者氏名」に改める。

別記第二十二号様式(表)中「回」を削る。

別記第二十三号様式中「第29条」を「第30条」に改め、同様式を別記第二十五号様式とし、別記第二十二号様式の次に次の二様式を加える。

第23号様式(第29条関係)

様

東京都知事

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に
基づく報告又は協力の求めについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

の規定により、下記のとおり報告又は協力を求めます。

記

- 1 対象者
(1) 氏名 _____
- (2) 住所 _____

2 感染症の名称	
類 型	感染症
疾病名	

- 3 報告又は協力の内容
- 4 報告又は協力を求める期間
- 5 報告又は協力を求める理由
当該感染症のまん延を防止するため必要があると認められるため

第24号様式(第29条関係)

第 年 月 日

様

東京都知事

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に
基づく報告又は協力の求めについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「法」という。)

の規定により、下記のとおり報告又は協力を求めます。

記

1 対象者

(1) 氏名

(2) 住所

2 感染症の名称

類 型	感染症
疾 病 名	

3 報告又は協力の内容

4 報告又は協力を求める期間

5 報告又は協力を求める理由

6 その他

- (1) 協力の求めに従わない場合は、法 _____ の規定により、入院の報告を行うことがあります。
- (2) (1)による報告に基づき入院した場合は、法第37条第3項の規定により、入院費用の一部又は全部の自己負担が発生することがあります。

(日本産業規格JIS4番)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)別表の規定は、令和三年七月一日以後の入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号。以下「法」という。)第十九条若しくは第二十条(これらの規定が、法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第二十六条において準用する場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)又は法第四十六条の規定による入院をいう。以下同じ。)に係る自己負担(新規則第十四条第五項の自己負担をいう。以下同じ。)の額の認定について適用し、同日前の入院に係る自己負担の額の認定については、なお従前の例による。
 - 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則別記第一号様式から第八号様式まで、第九号様式の二、第十号様式、第十二号様式から第十三号様式の二まで、第十四号様式、第十四号様式の三、第十五号様式及び第二十一号様式から第二十三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年三月三十一日
東京都知事 小 池 百合子
- 東京都規則第九十四号
東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則
東京都中央卸売市場条例施行規則(昭和四十六年東京都規則第二百七十三号)の一部を次のように改正する。
別記第十七号様式から第二十一号様式まで及び第二十四号様式から第二十九号様式までの規定中「㊸」を削る。
- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中央卸売市場条例施行規則別記第十七号様式から第二十一号様式まで及び第二十四号様式から第二十九号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十五号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「〇・一パーセント」を「〇・三パーセント」に改め、同条第二項中「〇・〇五五パーセント」を「〇・〇四九パーセント」に改める。

別記第一号様式中「㉔」を削る。

別記第三号様式中「㉕」を削る。

別記第五号様式中「㉖」を削る。

別記第六号様式及び第七号様式中「㉗」を削る。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の前日に、この規則による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第七条の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る利率については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、改正前の規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公共事業の施行に伴う代替地の売払に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十六号

公共事業の施行に伴う代替地の売払に関する規則の一部を改正する規則
公共事業の施行に伴う代替地の売払に関する規則（昭和三十九年東京都規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「㉔」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の公共事業の施行に伴う代替地の売払に関する規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都公園緑地事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十七号

東京都公園緑地事務所長委任規則の一部を改正する規則
東京都公園緑地事務所長委任規則（昭和四十七年東京都規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一号(三)イの次に次のように加える。

ウ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第十八条各号、第十九条及び第二十条各号に掲げるもの

第四号(一)中「及び第三項」を「、第四項及び第五項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都河川流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十八号

東京都河川流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

東京都河川流水占用料等徴収条例施行規則（平成十八年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都河川流水占用料等徴収条例施行規則の様式による用紙で、現に現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十九号

東京都砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則

東京都砂防指定地等管理条例施行規則（平成十五年東京都規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第六号様式まで及び第八号様式から第十二号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都砂防指定地等管理条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布す

る。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百号

東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式から第四号様式までの規定中「あひ」を「あ」に改め、「㊦」を削り、「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。

別記第五号様式中「㊦」を削る。

別記第六号様式中「実印」を削る。

※ 受取に当たっては、実印を押印の上、所有者等本人の印鑑証明書を添付してください。

なお、受取人が所有者等と異なる場合は、下記の欄に記入するとともに、所有者等から船舶の受取について委任されたことを証する書面を添付してください。

「 受取人が所有者等と異なる場合は、下記の欄に記入するとともに、所有者等から船舶の受取について委任されたことを証する書面を添付してください。」

改める。

別記第七号様式から第十号様式までの規定中「あて」を「宛」に改め、「㊦」を削り、「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。

別記第十一号様式中「㊦」を削る。

別記第十二号様式中「実印」を削り、

※ 受取に当たっては、実印を押印の上、所有者等本人の印鑑証明書を添付してください。

なお、受取人が所有者等と異なる場合は、下記の欄に記入するとともに、所有者等から船舶売却代金の受取について委任されたことを証する書面を添付し

てく下さい。

「受取人が所有者等と異なる場合は、下記の欄に記入するとともに、所有者等から船舶売却代金の受取について委任されたことを証する書面を添付してください。」
改める。

別記第十三号様式中「あて」を「宛」に改め、「印」を削り、「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。

別記第十四号様式(表)中「印」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百一号

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則

東京都臨海地域開発事業財務規則(昭和三十九年東京都規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一百十条中「して、これに押印」及び「のうえ、これに押印」を削る。

別記第二十五号様式(表)中「職氏名 印」を「職氏名

」に改める。

別記第二十七号様式中「印」を削る。

別記第二十八号様式中「印」を削る。

別記第三十号様式中「印」を削り、「不渡と」を「不渡り」とし、「下さい」を「ください」し、「さき」を「先」し、「引換えます」を「引き換えます」し、「うえ」を「

上」し、「ご持参」を「御持参」に改める。

別記第三十九号様式中「印」を削る。

別記第四十一号様式中「印」を削る。

別記第四十三号様式の中「下さい」を「ください」し、「納入者 住所 氏名 印」

を「納入者 住所 氏名」に改める。

別記第五十四号様式中「印」を削る。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都臨海地域開発事業財務規則別記第二十五号様式、第二十七号様式、第二十八号様式、第三十号様式、第三十九号様式、第四十一号様式、第四十三号様式の一及び第五十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京港湾湾施設用地の長期貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

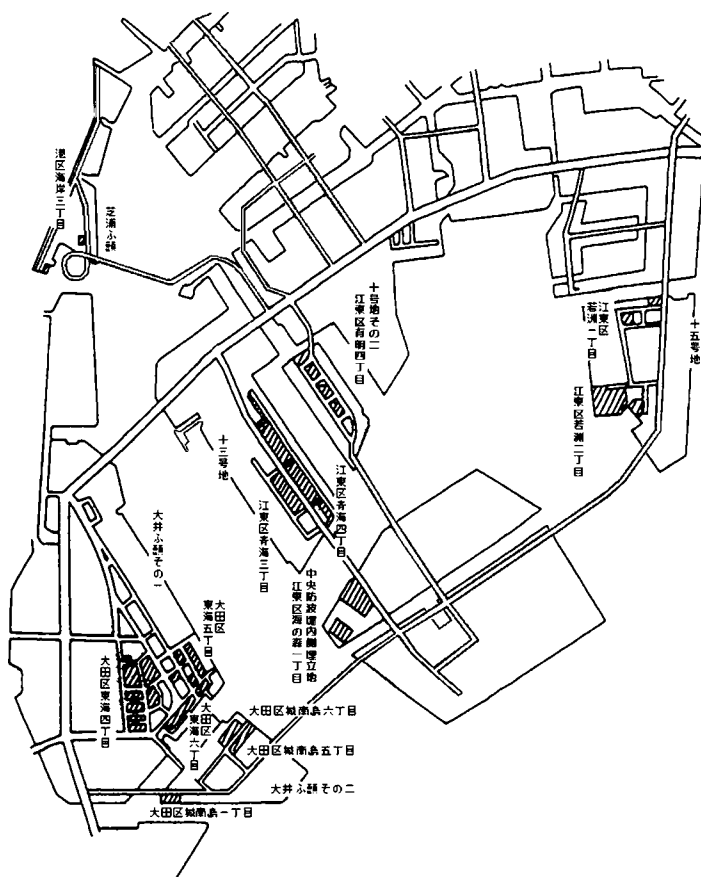
●東京都規則第二百二号

東京港湾湾施設用地の長期貸付けに関する規則の一部を改正する規則

東京港湾湾施設用地の長期貸付けに関する規則(昭和五十八年東京都規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表十三号地の項中「三十五万一千平方メートル」を「三十四万平方メートル」に改め、同表別図を次のように改める。

別 図



附 則
この規則は、公布の日から施行する。

東京都営空港条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百三号

東京都営空港条例施行規則の一部を改正する規則

東京都営空港条例施行規則(昭和三十七年東京都規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「申請書(東京都大島空港、東京都新島空港、東京都神津島空港、東京都三宅島空港、東京都八丈島空港及び東京都調布飛行場にあつては別記第二号様式、東京都東京ヘリポートにあつては別記第二号様式(二)」を「別記第二号様式による申請書」に改め、同条第四項中「別記第二号様式(二)」を「別記第二号様式」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第四条第二項中「別記第四号様式(二)」を「別に告示する様式」に改める。

第四条の二第一項中「別記第四号様式(三)」を「別記第四号様式(二)」に改め、同条第三項中「別記第四号様式(三)」を「別記第四号様式(二)」に、「別記第四号様式(四)」を「別記第四号様式(三)」に改める。

第五条第四項中「別記第四号様式(五)又は出口精算式自動料金精算機が発行する別記第四号様式(六)による」を削る。

第六条第二項中「申請書(東京都大島空港、東京都新島空港、東京都神津島空港、東京都三宅島空港、東京都八丈島空港及び東京都調布飛行場にあつては別記第五号様式、東京都東京ヘリポートにあつては別記第五号様式(二)」を「別記第五号様式による申請書」に、「第一条第四項」を「第一条の二第五項」に改める。

別記第二号様式中「㊿」を削る。

別記第二号様式の二を削る。

別記第三号様式中「㊿」を削る。

別記第四号様式の二を削り、第四号様式の三を第四号様式の二とし、第四号様式の四を第四号様式の三とし、第四号様式の五及び第四号様式の六を削る。

別記第五号様式中「㊦」を削る。

別記第五号様式の二を削る。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都営空港条例施行規則別記第二号様式、第三号様式及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都特別企業出納員事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百四号

東京都特別企業出納員事務取扱規則の一部を改正する規則

東京都特別企業出納員事務取扱規則(昭和三十九年東京都規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「、当該預金明細帳に証印をし」を削る。

別記中 「第一号様式 異動通知書 第五条

第二号様式 印鑑通知書 第五条」を「第一号様式及び第二号様式 削除」に改める。

別記第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第一号様式及び第二号様式 削除

別記第三号様式、第四号様式、第五号様式、第七号様式、第八号様式、第十号様式中

「あへ」を「あ」に改め、「㊦」を削る。

別記第十二号様式中「㊦」を削る。

別記第十四号様式から第十八号様式まで及び第二十号様式中「あへ」を「あ」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十四号様式中

調	査	課	長	部	長	局	長
---	---	---	---	---	---	---	---

を

に、「察り」を「察せり」に、

「あへ」を「あ」に改め、「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都特別企業出納員事務取扱規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百五号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、戦略政策情報推進本部」を削り、同条第二号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

第六条第一項第一号中「制度企画課長」の下に「、総務事務センターで取り扱う旅費に関する事務については同部総務事務センター運営担当課長」を加える。

第十条第二項を次のように改める。

2 会計管理者は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる特別出納員に、それ

それぞれ当該各号に掲げる会計事務を委任する。

一 主税局、都税事務所、都税総合事務センター及び支庁の特別出納員 所管に属する税務総合支援システムにより処理する支出命令及び振替収支命令の審査をすること。

二 総務局の特別出納員 総務事務センターで取り扱う旅費事務についての支出命令及び振替収支命令の審査をすること。

第十条第四項に次の一号を加える。

三 警視庁の出納員 警察署に属する収入のうち、会計管理者が別に定める方法により徴収する、東京都情報公開条例(平成二十一年東京都条例第五号)、東京都個人情報保護の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第四百十一号)及び警視庁関係手数料条例(平成十二年東京都条例第九十九号)に定める手数料の領収及び払込みをすること。

第八十一条第二項中「旅費事務」の下に「(総務局に執行委任した旅費に関する事務を含む。)」を加える。

第二百二十条第一項中各号列記以外の部分中「入札保証金」の下に「(入札期日に入札及び開札を行う場合に納付されるものに限る。)」を加える。

第三百三十二条中「して、これに押印」及び「のうえ、これに押印」を削る。

別記第一号様式の二及び第二号様式中「(以三時表)」を削る。

別記第四号様式、第七号様式甲、同様式丙、第十三号様式、第十四号様式、第十六号様式、第三十二号様式甲から第三十三号様式まで、第三十九号様式及び第四十一号様式の二乙中「四」を削る。

別記第四十六号様式中「(以三時表)」を削る。

別記第五十号様式甲中

「上記のとおり繰替使用したので、通知します。

会計管理局			主管課・所		
調	査	課長代理	課	長	調
					査
					課長代理
					課
					長

「上記のとおり繰替使用したので、通知します。局・所長 殿

会計管理者」に

別記第五十号様式乙中

調	査	課(所)長
---	---	-------

を削る。

別記第五十八号様式甲から同様式丁中「(以三時表)」を削る。

別記第六十号様式及び第六十一号様式中

簿	記	出納員
百	十	円

を

百	十	円
---	---	---

に改め、「四」を削る。

別記第六十一号様式の二及び第六十一号様式の三中「四」を削る。

別記第一百十二号様式中「四」を削る。

別記第一百十二号様式の二中

簿	記	出納員
十	百	十
		円

を

十	百	十	円
---	---	---	---

に改め、「四」を削る。

別記第一百十二号様式の三中「四」を削る。

別記第百十三号様式の二及び第百十四号様式中

簿記	出納員
五	十
五	五

を
に改め、「㊦」を削る。

五	十	五
---	---	---

別記第百十七号様式中

会計管理局	簿記課長
住所・氏名	

を
に改め、「㊦」を削り、同様式

住所・氏名

備考一中「この場合は、合計表の認印をもつて送付の印とする。」を削り、同様式備考三を削る。

別記第百十八号様式中

会計管理局	簿記課長
住所・氏名	

を
に改め、「㊦」を削り、同様式

住所・氏名

備考一中「この場合は、合計表の認印をもつて、請求、領収の印とする。」を削る。

別記第百十九号様式表面中

「納入者 住所」を「納入者 住所 氏名 印」に改め

別記第百二十四号様式、第百二十八号様式及び第百二十九号様式中「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都会計事務規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

東京都物品管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百六号

東京都物品管理規則の一部を改正する規則

東京都物品管理規則（昭和三十九年東京都規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「(㊦㊧㊨㊩)」を削る。

別記第十四号様式中

物品出納員	数量	単価	区分
-------	----	----	----

を
に改める。

数量	単価	区分
----	----	----

別記第十五号様式中「㊦」を削る。

別記第十九号様式中

簿記	物品管理者
----	-------

を削る。

別記第二十号様式及び第四十二号様式中「㊦」を削る。

別記第四十三号様式中「㊦㊧」を「㊦」に改め、「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都物品管理規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百七号

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則

東京消防庁消防吏員服制（平成三年東京都規則第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一冬服の部上衣の款中「そで章」を「袖章」に、同款製式の項中「ふた」を「蓋」に改め、同表夏服の部上衣の款製式の項中「そで」を「袖」に、「長そで」を「長袖」に、「半そで」を「半袖」に、「ふた」を「蓋」に改め、同部ズボンの款製式の項中「ふた」を「蓋」に改め、同表執務服の部上衣の款製式の項中「そでは付けそで」を「袖は付け袖」に、「そで口」を「袖口」に、「ふた付き」を「蓋付き」に、「ふたを」を「蓋を」に、「左そで」を「左袖」に改め、同表予防服の部冬予防服の款第二種の項中「長そで」を「長袖」に、「ふた付き」を「蓋付き」に改め、同部夏予防服の款第二種の項中

地質	冬予防服第二種と同様とする。
製式	
標識	
肩章	

地質	冬予防服第二種と同様とする。
製式	台襟付きシャツカラーの長袖又は半袖とする。
標識	左右胸部に蓋付きアウトポケットを各一個付ける。

に

を

改める。

別表第二冬服の部上衣の款中「そで章」を「袖章」に改め、同表予防服の部夏予防服の款第二種の項中

標識	冬予防服第二種と同様とする。
肩章	

地質	冬予防服第二種と同様とする。
製式	
標識	
肩章	

地質	冬予防服第二種と同様とする。
製式	あわせを右上前とするほか、男性消防吏員予防服夏予防服第二種と同様とする。
標識	冬予防服第二種と同様とする。
肩章	

に

を

改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百八号

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十三

号)の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「三千円」を「五千円」に改め、同項第二号中「二千円」を「三千円」に改める。

附則第六項中「東京都職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第六十二号）による改正後の」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）附則第五項の規定は、令和三年一月八日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 適用日前にこの規則による改正前の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、適用日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 改正前の規則附則第五項の規定により出勤手当を支給された職員で、改正後の規則附則第五項の規定により出勤手当の支給を受けることとなるものについては、改正前の規則附則第五項の規定により支給された出勤手当は、改正後の規則附則第五項の規定による出勤手当の内払とみなす。

特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百九号

特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員服制規則（昭和二十五年東京都規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

地		冬 服										地
		ネクタイ		ズボン		上 衣						
襟	質	色	製 式	地 質	製 式					襟	質	
					袖 章	襟 章	後 面	前 面	襟			
胸部は二重とし、消防団章を打ち出した金色	Vネックとする。	冬帽に同じ。	緑色、濃紺色及びオレンジ色を配色する。	長ズボンとし、両もも部及び両側後方にポケット各一個を付ける。	冬帽に同じ。	階級を表示する一条ないし三条の金色線を表半面に巻く。	男性消防団員冬服と同様とする。	腰部センターベンツとする。	左胸部及び下部左右に各一個を付ける。	金属製ボタン三個を一行に付け、ポケットは	胸部分は一重とし、消防団章を打ち出した金色	冬帽に同じ。
長ズボンとし、両もも部及び両側後方にポケット各一個を付ける。											胸部分は一重とし、消防団章を打ち出した金色	冬帽に同じ。
											金属製ボタン三個を一行に付け、ポケットは	
											左胸部及び下部左右に各一個を付ける。	
											腰部センターベンツとする。	
											男性消防団員冬服と同様とする。	
											階級を表示する一条ないし三条の金色線を表半面に巻く。	
											長ズボンとし、両もも部及び両側後方にポケット各一個を付ける。	

に、

を

夏服						
ネクタイ 色	スカート		ズボン		上衣	
	製式	地質	製式	地質	製式	
					襟章	前面
灰色とする。	キユロットスカートとし、両もも部にポケット各一個を付ける。	男性消防団員夏帽と同様とする。	長ズボンとし、両もも部及び両側後方にポケット各一個を付け、左後方のポケットは紺色のボタン一個で留める。	男性消防団員夏帽と同様とする。	男性消防団員冬服と同様とする。	青色及び白色の麻混紡織物とし、一部に濃紺色及びオレンジ色を配色する。 男性消防団員夏服と同様とする。 長袖及び半袖とし、ともにヨーク及び前立て付きとする。紺色のボタンを一行に付ける。胸部左右に外ひだ蓋付きのポケット各一個を付け、蓋は紺色のボタン各一個で留める。

に、

夏服			
製式			
スカート	上衣		
	襟章	前面	背面
キユロットスカートとし、両もも部にポケット各一個を付ける。	左ポケットの上部に所属消防団名を黄色で表示する。	金属製ボタン三個を二列に付け、ポケットは左胸部及び下部左右に各一個付ける。	金属製で左胸に付ける。中央に消防団章を配し、上部に「METROPOLITAN」を、下部に「VOLUNTEER FIRE CORPS」を銀色文字で入れ、背景を紺色とする。その四方に赤色を配し、上部にローマ字で所属消防団名を、下部に「TOKYO」を銀色文字で入れる。

を

改める。

別図中(註)及び(註)を次のように改める。

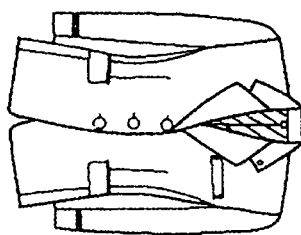
階級章	階級章
ネクタイ色	ネクタイ色
男性消防団員階級章に同じ。	緑、濃紺及びオレンジ色を配色する。
男性消防団員階級章に同じ。	男性消防団員階級章に同じ。

に

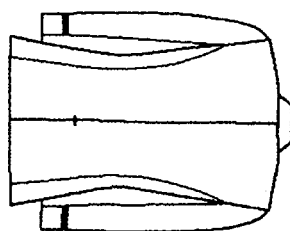
を

(十二)

冬服
上衣



前面



後面

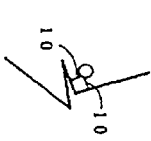


ボタン



襟章

20



襟章の位置



ネクタイ



部長 班長 団員



分団長 副分団長



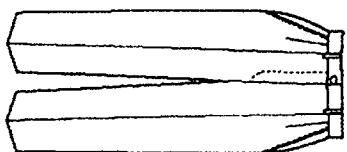
副団長



団長

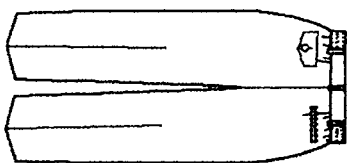
袖章

前面



ズボン

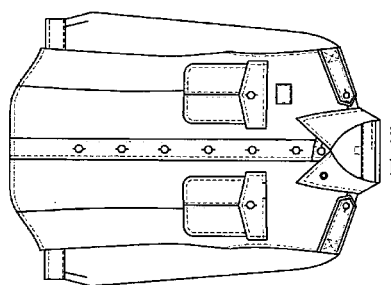
後面



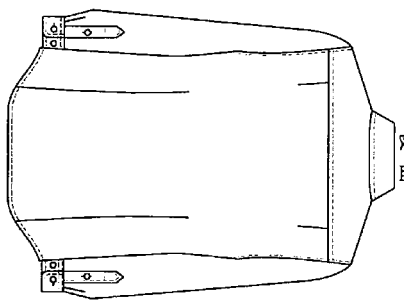
(十三)

夏服

上衣 (長袖)



前面

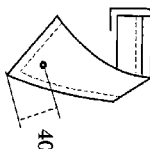


後面



襟章

20



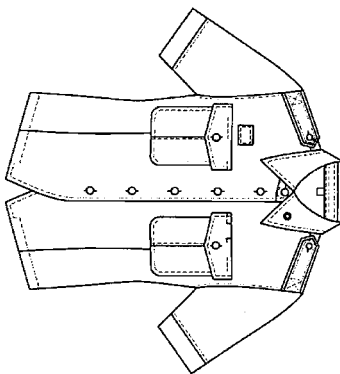
襟章の位置

40



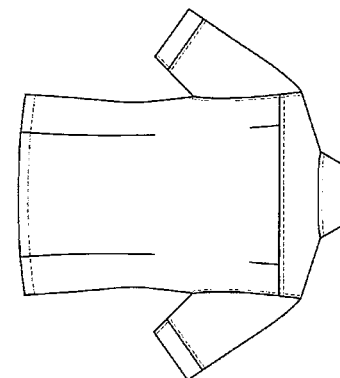
ネクタイ

前面

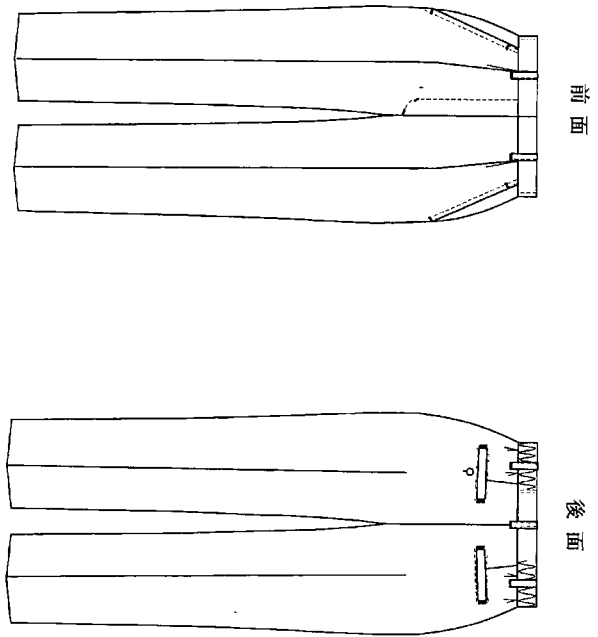


上衣 (半袖)

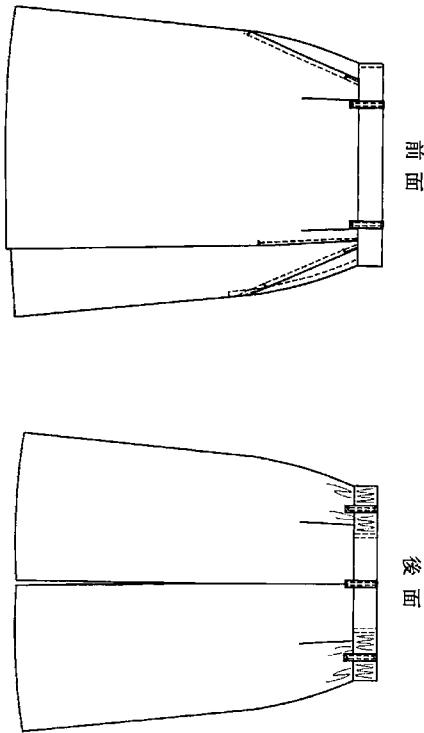
後面



ズボン



スカート



附則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の特別区の消防団員服制規則の規定による女性消防団員服制中の夏服については、当分の間、なお使用することができる。

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十号

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例施行規則（昭和三十九年東京都規則第百九十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」及び「㊧」を削る。

別記様式第三号中「㊨」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例施行規則別記様式第一号及び様式第三号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百一十一号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和四十二年東京都規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「四」を削る。

別記様式第二号(裏)中「㊟」を削る。

別記様式第三号及び様式第四号中「四」を削る。

別記様式第五号及び様式第六号中「㊟」及び「㊠」を削る。

別記様式第七号中「四」を削る。

別記様式第八号中「㊟」及び「㊠」を削る。

別記様式第十号(表)、様式第十一号(表)及び様式第十二号(表)中「㊟」を削る。

別記様式第十三号及び様式第十四号二面中「四」を削る。

別記様式第十五号中「㊟」を削り、「㊠」を「㊡」に改める。

別記様式第十六号から様式第十八号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第十九号及び様式第二十号中「四」を削る。

別記様式第二十三号中「㊟」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

救急業務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百十二号

救急業務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

救急業務等に関する条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊟」を削り、同様式備考中4を削り、5を4とし、6を5とする。

別記第二号様式中「㊠」を「㊡」に改め、「㊢」を削る。

別記第三号様式中「㊣」を削る。

別記第四号様式中「㊤」を削り、同様式備考中4を削り、5を4とする。

別記第五号様式中「㊦」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の救急業務等に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 九〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

